



【千地申3号】「乗務員勤務制度の見直し」に踏まえ、安全・健康・ゆとり・働きがいの担保された乗務員職場を創る申し入れ 第2回団体交渉を行う！②

8. 万全な体調で乗務するため、短時間行路利用社員の乗務にあたっては、乗務員勤務制度と同等の在宅休養時間を確保すること。

【回答】在宅休養時間の定めについては、行路及び乗務割交番の作成において適用するものである。

(組合) 支社社員が乗務する場合も本線乗務員と同様の休養が必要であり、翌朝乗務する場合は前夜に遅くまで超勤しないよう配慮すること。

(会社) 乗務日は勤務指定の段階で明確になる。各社員の担当業務、業務の繁閑、報告物の締め切り等は副課長が把握しており、乗務にあたっては「この日は乗務できるのか」を確認していくため、問題は生じないと考えている。

(組合) 優先順位を明らかにすること。

(会社) まず育児・介護勤務Aの「KEEP」が入り、その後、空いている短時間行路について乗務員区から支社副課長に乗務可否の確認を行う。副課長は業務の繁閑を見て、多忙な場合には乗務を振らないようにしていく。なお、感覚を維持するために週1~2回は乗務する必要があり、乗務の際には他の支社社員がお互いさまの精神でフォローしていく。

(組合) 明日までに行わないとならない業務がある場合はどう取り扱うのか。

(会社) 本当にやむを得ない場合は区所の予備乗務員に乗務をお願いすることもあるが、乗務日を見据えて1ヶ月の中で業務の平準化に努める。乗務したら乗務に専念してもらうのが基本的な考えである。

9. 支社企画部門での勤務にあたっては前任者からの業務の引き継ぎを十分に行うとともに、超過勤務によって短時間行路の乗務に支障が生じないように、業務量を調整し超過勤務を抑制すること。

【回答】業務の平準化や訂正な労働時間管理に引き続き努めていく。

(組合) 支社への異動直後は引継ぎが上手くいかず、仕事に不慣れなこともあり長時間労働になりがちである。今後は乗務もすることから、これまで以上に引継ぎを十分に行えるように配慮すること。

(会社) 前任者も同日に異動することが多く重複しないため、内命期間中に前任者の元へ出向き、引継ぎ書で引継ぐ形をとっている。なお、支社への異動後は副課長が教えつつ、不明な点は周囲の社員からフォローする。複数の社員がいるグループでは経験者も残っているため、育成しながら引継ぎしていく。

(組合) 本線乗務員と同様に、支社社員も定例訓練や乗務員訓練に参加するのか。

(会社) 訓練については本線乗務員同様に受けてもらう。短時間行路への乗務後、もしくは超勤にて受けることとなる。